

		徴収基準月額		2人目以降の者の 加算基準月額	
		当該身体障害者が 世帯主又は最多収 入者	その他		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	
B	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税額が0円の世帯	0	0	0	
C 1	A階層を除き前 年分の所得税額 が0円の世帯	当該年度分の所得割額が0円の世帯	1,120	2,250	450
C 2	A階層を除き前 年分の所得税額 が0円の世帯	当該年度分の所得割額が0円以外の世帯	1,450	2,900	580
D 1	A階層を除き前 年分の所得税額 が0円以外の世帯 であって、その 所得税額の世帯 合算額の区分が 次の区分に該当 するもの	4,800円以下	1,720	3,450	690
D 2		4,801円以上9,600円以下	1,900	3,800	760
D 3		9,601円以上16,800円以下	2,120	4,250	850
D 4		16,801円以上24,000円以下	2,350	4,700	940
D 5		24,001円以上32,400円以下	2,750	5,500	1,100
D 6		32,401円以上42,000円以下	3,120	6,250	1,250
D 7		42,001円以上92,400円以下	4,050	8,100	1,620
D 8		92,401円以上120,000円以下	4,670	9,350	1,870
D 9		120,001円以上156,000円以下	5,770	11,550	2,310
D 10		156,001円以上198,000円以下	6,870	13,750	2,750
D 11		198,001円以上287,500円以下	8,920	17,850	3,570
D 12		287,501円以上397,000円以下	11,000	22,000	4,400
D 13		397,001円以上929,400円以下	13,070	26,150	5,230
D 14		929,401円以上1,500,000円以下	20,170	40,350	8,070
D 15		1,500,001円以上1,650,000円以下	21,250	42,500	8,500
D 16		1,650,001円以上2,260,000円以下	25,720	51,450	10,290
D 17		2,260,001円以上3,000,000円以下	30,620	61,250	12,250
D 18		3,000,001円以上3,960,000円以下	35,950	71,900	14,380
D 19		3,960,001円以上	全額	全額	左の徴収基準月額 の10パーセント。 ただし、その額が 17,120円に満たな い場合は、17,120 円

備考

- 2人目以降の者の加算基準月額は、同一月内に同一世帯の2人以上の障害者について日常生活用具の給付が行われた場合の2人目以降の者について適用する。
- 徴収基準月額又は2人目以降の者の加算基準月額が日常生活用具の給付に要する費用の額を超えるときは、当該費用をもって徴収基準月額又は2人目以降の者の加算基準月額とする。
- 備考2の規定にかかわらず、日常生活用具の給付に要する費用の額が別表第1に掲げる基準額を超えるときは、超えた部分は対象者又はその扶養義務者の負担とする。
- 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 毎年度のこの表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

注1 この表において「市町村民税額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に規定する市町村民税の額(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。)から同法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち16歳未満である者の数に330,000円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満である者の数に120,000円を乗じて得た額とを合算した額に世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)第18条第1項に規定する税率を乗じて得た額を減じた額をいい、「所得割額」とは、市町村民税から地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割を減じて得た額をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては地方税法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合にはその額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては同法第314条の7、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

注2 この表において「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)第89条第2項に規定する課税総所得金額から同法第2条第1項第34号に規定する扶養親族のうち16歳未満である者の数に380,000円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満である者の数に250,000円を乗じて得た額を減じた額を課税総所得金額とした場合の、同法第89条第1項の規定並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条